

平成 26 年 9 月 2 日

厚生労働省保険局長 唐澤 剛 殿

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長

特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長

下田 智久

特別用途食品の診療報酬適用について(要望)

特別用途食品制度は、対象者への認知度拡大と制度の活性化を目的に平成 21 年に厚生労働省で改正され、その後管轄が消費者庁に移管されて現在に至っています。

特別用途食品とは、病者、妊娠婦、乳児・幼児などの発育、健康の保持などに適する特別な用途のための食品です。特に、低たんぱく質食品、総合栄養食品、並びにえん下困難者用食品の 3 つの食品群は、医療・介護関連施設または在宅において対象者の適切な栄養管理に適した食品です。高齢化が進行する我が国においては、介護・高齢者を対象とした食品、食事療法や栄養療法に使用されている食品の市場が年々拡大している一方で、特別用途食品は国民に充分に活用されていない状況にあります。

医療・介護関連従事者に対して当研究会が実施した使用実態調査(回答者総数:1698名)では、平成 21 年の制度改正時に比べて、特別用途食品を医療・介護保険適用の対象とするなどの経済的施策導入への要望が高まっている現状がうかがえます。医療機関及び在宅療養において、経済的施策の導入による特別用途食品の利用拡大は、医療費削減及び利用者の適切な栄養管理を可能にすると考えられます。

そこで、当研究会は特別用途食品制度が現在抱える課題と対応策を検討し、その結果を報告書に取りまとめました。その中から、特別用途食品が国民の健康と食生活の改善に広く活用されるために、国として下記事項に早急に取り組まれるようにとここに要望させていただきます。

記

1. 特別用途食品が医療機関において優先的に選択され活用されるために、特別用途食品に診療報酬を適用し、加算措置の対象とすること。
2. 基本診療料の加算対象に「保存期腎臓病患者への食事療法指導」を追加すること。
3. 在宅医療の一般的事項において鼻腔栄養処置の算定方法を追記すること。

《現状と課題》

- 特別用途食品は、健常人を対象とする特定保健用食品と異なり、対象者は特定の患者或いは在宅療養の病者・弱者であり、対象者にとって必要不可欠な食品であるにもかかわらず、購入に際しての優遇策はなく、一般食品と同様に扱われている。即ち、医療・介護関連施設にとっても対象者にとっても、特別用途食品を購入する際に、経済的な負担軽減措置がないことが重要な課題である。
- 使用実態調査では、医療・介護関連従事者における特別用途食品の優先的な利用比率は 28%と低い状態にあるという結果が出ている。一方で、医療・介護関連従事者の 57%が特別用途食品を医療保険・介護保険適用の対象にすることを要望しており、制度改正時の 33%に比べてその要望が高まっている。この結果は、いわゆる治療食品が対象者にとって必要不可欠な食品であり、煩わしい調理の手間も省けることから使用せざるを得ない一方で、食事経費を圧迫する一因にもなっているためと推測される。
- 保存期腎臓病患者を診療する場合、基本診療料は他の疾病患者と比べて差がないために、食事療法が透析医療費の削減に繋がるにもかかわらず、患者に対して時間を要する食事療法指導を積極的に行う状況ではないのが現状である。
- 診療報酬の中の処置料(栄養処置)にある鼻腔栄養について、在宅医療の中での鼻腔栄養処置の適用方法が曖昧でわかりにくい。

以上